

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。

- ・ 各手続きに必要な書類は各校舎の学生課で配布します。
- ・ 手続き内容によっては、大学 Web サイトからダウンロードできる書類もあります。

詳細は[各種奨学金情報ページ](#)を参照してください。

(大学 Web サイトトップページ⇒学生生活⇒学費・奨学金⇒奨学金)



月額を増額したい **貸与のみ**

大学に「月額変更願」を提出することによって増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

月額を減額したい **貸与のみ**

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、遡って減額する場合の差額分は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によって遡れる期間が変わりますので、詳細は学生課に相談してください。また、第二種奨学金に限り、スカラネット・パーソナル（Web）でも減額の願い出が可能です。

保証制度を変更したい **貸与のみ**

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。本人に責のないやむを得ない事由により、連帯保証人または保証人からの保証が受けられず、新たな連帯保証人または保証人を選任できない場合のみ、機関保証へ変更できます。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法（第二種奨学金）を変更したい **貸与のみ**

申込時に選択した「利率の算定方法」（固定方式・見直し方式）を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみ可能であるため、希望する方は早めに学生課に相談してください。なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい **貸与のみ**

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書（連帯保証人は併せて収入に関する証明書）が必要です。

住所が変わった

貸与の場合

住民票上の住所に変更があった場合、以下の通りとなります。

【奨学生本人の場合】

奨学金申込時にマイナンバーを提出済み（2019年度以降採用者）の方は届出不要です。ただし、貸与終了後以降はスカラネットパーソナルから自身で住居変更の届出を行ってください。

【連帯保証人・保証人等の場合】

「住所変更届」の提出が必要です。随時学生課まで申し出てください。

給付の場合

通学形態（自宅・自宅外通学）が変更になる場合は、「通学形態変更届」の提出が必要です。また、これにより受給月額も変更となります。通学形態（自宅・自宅外通学）に変更がない場合は、在籍報告（スカラネットパーソナルより毎年4月に実施）にて新しい住所を申告してください。なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所変更についても学内手続きがあるため、随時学生課まで申し出てください。

留学が決定したので、留学中も奨学金を受給したい

貸与・給付共通

休学せずに留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、留学中も継続して奨学金を受けることができます。詳細は学生課に確認してください。

なお、いわゆる「語学研修」やワーキングホリデー等の休学を伴う留学の場合は、奨学金を休止する必要がありますので、休学の意思が決まり次第すぐに学生課に相談してください。

※留学に向けて奨学金を増額したい場合※

日本学生支援機構 貸与奨学金（第一種・第二種）を受給している場合は、「留学時特別増額 貸与奨学金（一時金、10万円～50万円の範囲で選択）」の追加申請が可能です。

希望する場合は早めに学生課に相談してください。

奨学金を辞退したい

貸与の場合

受給している奨学金が不要な場合、まずは速やかに学生課まで申し出てください。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行った上で辞退となります。なお、貸与奨学金については、在学猶予手続きを行うと、在学中は返還が猶予され、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。

休学したい

貸与・給付共通

休学中は、奨学金を受給することができません。休学中は「休止」となります。休学前に所定の手続きが必要となりますので、学生課まで申し出てください。休止手続きが休学開始日以降となった場合、休学中の奨学金については振込超過となり、貸与型・給付型とも超過分を一括で返戻する必要があります。

なお、復学した後は、休学前と同様に奨学金を受給することが可能です。「復活」の手続きが必要となりますので、復学の意思が決まり次第学生課にご連絡ください。ただし、休止時に振込超過が発生した場合、超過分の返戻を完了していることが復活の条件となります。

退学したい **貸与・給付共通**

退学すると、奨学金の受給資格が喪失されるため、速やかに学生課に申し出てください。貸与奨学金の場合、退学後の返還の為に所定の手続きが必要となります。手続きが遅れた場合には振込超過分の返戻が必要になりますのでご注意ください。なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

停学等の懲戒処分を受けた **貸与・給付共通**

大学から懲戒処分を受けた場合、奨学金については「廃止」あるいは「停止」(※)となります。学生課にて所定の手続きが必要となりますので、学生課から連絡が入り次第、速やかに対応してください。

※「廃止」：奨学生の資格を失い、奨学金受給は即時打ち切りとなります。

「停止」：一定期間、奨学金を受給できなくなります。

手続きする校舎を変更したい(2年次生) **貸与・給付共通**

原則3年次生(国際学部生・情報数理学部生を除く)から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0~1日である場合は、白金校舎での取り扱いに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnの教務Webから印刷した「履修登録確認表」を持参し、学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生・情報数理学部生は校舎変更手続きをすることはできません。

上記に該当しないケースについては、まずは学生課に相談してください。

なお、日本学生支援機構の奨学金制度改変等により、記載した手続き方法や内容が変更になることがあります。